

雨竜町災害時備蓄計画

平成31年1月

雨 竜 郡 雨 竜 町

1. 本計画の位置づけ

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、地震の規模がマグニチュード 9.0、最大震度 7 で、日本観測史上最大の地震でありました。さらに、地震に伴う福島第一原子力発電所の事故は、甚大な被害を広範囲にもたらし、各種ライフラインの寸断や高速道路、鉄道、港湾などの都市基盤施設にも大きな被害をもたらしました。また、平成 30 年 9 月に発生した胆振東部地震は、地震への災害対応に加え、全域停電への対応する必要に迫られました。

この経験からも、国や道、市町村だけでなく、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関に大きな脅威を与え、住宅や施設の耐震化整備、避難所等の整備、食糧・資機材の備蓄などを含め、各種災害に備える教訓となり、さらなる対策と強化を進める必要性が高くなっています。

本町においても地域防災計画を策定しているところですが、災害対策における備蓄体制を整備するためにも、個別計画として「雨竜町災害時備蓄計画」を策定するものです。

2. 基本的な考え方

防災の基本的な考え方としては、自らの身は自ら守る「自助」を基本に、事業者等による助け合いの「共助」、公的機関が支援する「公助」により実施することとなり、平常時から災害に備え、各家庭において3日分以上の飲料水や食料、生活必需品等の備蓄を基本としますが、震災時には、家屋の倒壊や焼失等により多数の避難者や負傷者の発生、流通機能等の混乱による物資不足に対応するためにも、すでに整備されている備蓄品に、必要とされる備品等を順次計画的に整備するものです。

(1) 公的備蓄物資交付対象者

震災の発生により家屋の全壊、焼失等により、避難所での生活を余儀なくされ、かつ物資の確保が困難な方、200名を避難者として対象とします。

対象者算出根拠【 $a \times b \times c = 218$ 人】

a～耐震性が不十分と予想される住宅 389戸

(平成 22 年 4 月策定、雨竜町耐震改修促進計画より)

b～倒壊率 25%

(阪神・淡路大震災 倒壊家屋統計 昭和 60 年以前に建設された民間住宅の滅失率を参考)

c～雨竜町平均世帯人口 2.25人

また、一時的な避難者について水害を想定し一時避難者数 1,000 名を想定し対象とします。【第 1・2・6 町内住民及び 75 歳以上住民】

なお、危機対策時に本部活動に従事する行政職員等についても交付対象者として扱います。

(2) 公的備品品目

緊急性があり、家屋が全壊、焼失により避難した住民にとって、災害発生から流通在庫備蓄及び救援物資が到達するまでの間に必要不可欠な、生活必需品、避難所資機材などを備蓄します。

また、危機対策時に本部活動に従事する行政職員等の最低限の生命・身体の安全を確保しなければならない緊急対応期の中の食料・飲料水を備蓄します。

(3) 公的備蓄の計画数量目標

食料・飲料水については、備蓄物資交付対象者200人の2日分を基準とし、生活必需品・乳幼児に関するものについては、3日分を基準とします。

危機対策時に本部活動に従事する行政職員等については、雨竜町地域防災計画に定める第2配備体制を基本とし、70人の2日分を基準とします。

3. 備蓄品目整備計画

避難生活における必要と思われる次の品目を計画的に整備します。

(詳細は、別紙「防災資機材備蓄整備台帳(計画)」に掲載)

(1) 食料

日常生活の主食に近い米飯を中心に、栄養バランス等を考慮し、次の物資を備蓄します。

○粉ミルク ※保存期間1年6ヶ月

乳幼児用として、アレルギー対応型の粉ミルクを備蓄します。

<0～9ヶ月児：10名×3日分>

1日の必要量 200ml×5回=1,000ml

【1,000ml×10名分×3日分】

<10ヶ月～1歳6ヶ月児：10名×3日分>

1日の必要量 200ml×5回=1,000ml

【1,000ml×10名分×3日分】

○パン ※保存期間5年

幼児・成人・高齢者用別に栄養バランス、アレルギー対策等を考慮し備蓄します。

【270人×1食(朝食)×2日=540食】

○アルファ米(白飯、白かゆ、五目ご飯、ピラフ等) ※保存期間5年

幼児・成人・高齢者用別に栄養バランス、アレルギー対策等を考慮し備蓄します。

【270人×2食(昼食・夕食)×2日=1,080食】

○クッキー・羊羹・野菜ジュース ※保存期間3～5年

携帯が可能で手軽に口にすることができる栄養源として、クッキー・羊羹・野菜ジュース等の備蓄をします。

【クッキー 270人×2日=540袋】 ※保存期間5年

【羊 羹 270人×2日=540本】 ※保存期間5年

【野菜ジュース 270人×2日=540本】 ※保存期間3年

○飲料水 ※保存期間5年

飲料用（アルファ米用も兼ねる）として、ペットボトル型の飲料水を備蓄します。

【270人×3ℓ/1日×2日=1,620ℓ】

（2）生活必需品

避難生活を行う際に必要と思われる次の物資を備蓄します。

○ほ乳瓶、紙おむつ（乳幼児用・子供用）、介護おむつ（高齢者用）、生理用品、災害用食器、調理器具等

（3）避難所資機材

避難所開設による避難所生活や災害時の応急対策活動等、運営に必要な防災資機材及び生活資機材として、次の物資を備蓄します。

○作業道具、ブルーシート、ロープ、ハンドメガホン、懐中電灯、発電機、ガソリン缶、ポータブルストーブ、ジェットヒーター、灯油ポリタンク、防災用投光器、コードリール、防災用ヘルメット、リヤカー、救急箱セット、毛布、アルミマット、簡易ベッド、給水タンク、給水袋、仮設トイレ、排泄物収納袋、プライバシー保護用テント、パーテーション、衛生防疫用品等

（4）水防に関する防災資機材

風水害や集中豪雨発生時に必要と思われる次の品目を計画的に整備します。

○救助救命ボート、救命胴衣、排水ポンプ、土のう袋等

（5）危険物等災害に関する防災資機材

石油類等の危険物の漏洩、流出災害発生時に必要と思われる次の品目を計画的に整備します。

○油吸着マット、油中和剤等

4. 防災資機材・備蓄品の保管

(1) 防災資機材備蓄整備台帳

上記3. 備蓄品目整備計画に基づく、備蓄品の保管場所及び保有数については、別紙「防災資機材備蓄整備台帳（計画）」に整理し、管理することとします。

(2) 備蓄・保管先の考え方

災害対策本部設置が役場内であることから、備蓄資機材については庁舎敷地内の防災倉庫及び雪寒車庫に、また食料・衛生品・寝具等については平時からの衛生面も含む管理のため公民館の防災備蓄倉庫を中心とした集中備蓄による対応としますが、避難所として指定した施設のうち、防災倉庫を備えている施設については、あらかじめ備蓄資機材の一部を保管します。